

平成 22 年 10 月 5 日
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部四国支部

平石山鉱山に対する鉱山保安法第 47 条第 1 項に基づく報告の 徴収について

平成 22 年 9 月 28 日、中国四国産業保安監督部四国支部は、平石山鉱山に対し、鉱山保安法第 47 条第 1 項に基づき、東部採掘予定箇所の残壁形成に関する改善計画書の提出を求めました。

平成 22 年 9 月 15 日、平石山鉱山において立入検査を実施したところ、本年 7 月 9 日付けで指示をした犬走り設置箇所の一部に、犬走りが存置されていませんでした。

このため当支部では、鉱業権者に対し残壁崩壊、転落石による災害を防止するため、指示箇所を含む東部採掘予定箇所の残壁形成に関する改善計画書の提出を求めました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部 鉱山保安課
電 話：087-811-8591 (直通)